

医療的ケアの対象行為の試験的な導入について

1 練馬区の医療的ケアの取組

- 障害や特別な配慮を必要とする子どもたちを原則として受け入れる。
- 医療的ケアを要する子どもに、「たんの吸引」「経管栄養」「導尿」の3行為を実施する。
- 医療的ケアの対象の拡大は、今後の実施状況を見ながら引き続き検討する。

「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」
(平成29年5月)



(令和元年度小学校受入状況)

受入人数：6名 (たんの吸引：3名 導尿：3名)

2 医療的ケア児の受入れ体制

- たんの吸引3名・導尿2名については、計21名の看護師を雇用し対応。
- 導尿1名については、看護師の採用が困難であることを踏まえ、平成31年4月より区内の訪問看護ステーション等が加入する「練馬区医療的ケア連携支援ステーション」に医療的ケアの実施をモデル的に委託開始した。

3 対象行為拡大検討に向けた経緯

- 来年度就学する児童の保護者より、血糖測定およびインシュリン注射を要するため看護師の配置を行ってほしいとの要望を受けた。
- 区としても支援方針にて対象の拡大を検討していくこととしている。

4 新規医療的ケア対象の試験的な拡大

- 「血糖値測定とその後の処置」について、「医療的ケア利用検討会」にて安全に実施できると判断した場合に限り、試験的に医療的ケアを実施していく。
- 実際に医療的ケアを実施し、検証を行う。安全に実施できることが確認できたのちに、「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に対象を追加する。